

議案第 34 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する
規則について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 23 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市放課後児童健全育成事業の開設時間等が変更されることに伴い、小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する必要がある。

小城市教育委員会規則第 3 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する 規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号及び第 3 号中「午前 8 時 30 分」を「午前 8 時」に改める。

別表第 4 調整指数 2 児童の学年の部に次のように加える。

6 年生	0
------	---

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

小城市放課後児童健全育成事業実施規則(平成27年小城市教育委員会規則第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）																																																													
（開設時間） 第6条 児童クラブの開設時間は、次の各号に掲げる開設日の区分に応じ、当該各号に定める開設時間とする。 (1) 平日(授業を行う日をいう。) 授業の終了後から午後7時まで (2) 土曜日 <u>午前8時30分</u>から午後7時まで。ただし、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条ただし書の規定による授業を行う土曜日については、授業の終了後から午後7時まで (3) 学校休業日(春季、夏季、冬季、学年末、学校行事に伴う振替休日等) <u>午前8時30分</u>から午後7時まで 調整指数2 <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>点数</th></tr><tr><td rowspan="3">世帯</td><td rowspan="2">同居の親族 (未就労の場合)</td><td>65歳未満</td><td>－6</td></tr><tr><td>65歳以上</td><td>－3</td></tr><tr><td colspan="2">父子家庭又は母子家庭</td><td>20</td></tr><tr><td rowspan="5">児童の学年</td><td colspan="2">1年生</td><td>10</td></tr><tr><td colspan="2">2年生</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="2">3年生</td><td>6</td></tr><tr><td colspan="2">4年生</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">5年生</td><td>2</td></tr></table>	区分			点数	世帯	同居の親族 (未就労の場合)	65歳未満	－6	65歳以上	－3	父子家庭又は母子家庭		20	児童の学年	1年生		10	2年生		8	3年生		6	4年生		4	5年生		2	（開設時間） 第6条 児童クラブの開設時間は、次の各号に掲げる開設日の区分に応じ、当該各号に定める開設時間とする。 (1) 平日(授業を行う日をいう。) 授業の終了後から午後7時まで (2) 土曜日 <u>午前8時</u>から午後7時まで。ただし、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条ただし書の規定による授業を行う土曜日については、授業の終了後から午後7時まで (3) 学校休業日(春季、夏季、冬季、学年末、学校行事に伴う振替休日等) <u>午前8時</u>から午後7時まで 調整指数2 <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>点数</th></tr><tr><td rowspan="3">世帯</td><td rowspan="2">同居の親族 (未就労の場合)</td><td>65歳未満</td><td>－6</td></tr><tr><td>65歳以上</td><td>－3</td></tr><tr><td colspan="2">父子家庭又は母子家庭</td><td>20</td></tr><tr><td rowspan="6">児童の学年</td><td colspan="2">1年生</td><td>10</td></tr><tr><td colspan="2">2年生</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="2">3年生</td><td>6</td></tr><tr><td colspan="2">4年生</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">5年生</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">6年生</td><td>0</td></tr></table>	区分			点数	世帯	同居の親族 (未就労の場合)	65歳未満	－6	65歳以上	－3	父子家庭又は母子家庭		20	児童の学年	1年生		10	2年生		8	3年生		6	4年生		4	5年生		2	6年生		0
区分			点数																																																											
世帯	同居の親族 (未就労の場合)	65歳未満	－6																																																											
		65歳以上	－3																																																											
	父子家庭又は母子家庭		20																																																											
児童の学年	1年生		10																																																											
	2年生		8																																																											
	3年生		6																																																											
	4年生		4																																																											
	5年生		2																																																											
区分			点数																																																											
世帯	同居の親族 (未就労の場合)	65歳未満	－6																																																											
		65歳以上	－3																																																											
	父子家庭又は母子家庭		20																																																											
児童の学年	1年生		10																																																											
	2年生		8																																																											
	3年生		6																																																											
	4年生		4																																																											
	5年生		2																																																											
	6年生		0																																																											